

事務連絡
平成30年6月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添8までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願ひいたします。

- ・「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日保発0305第3号) (別添1)
- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第1号) (別添2)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成30年3月5日保医発0305第2号) (別添3)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成30年3月5日保医発0305第3号) (別添4)
- ・「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成30年3月5日保医発0305第10号) (別添5)
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
(平成30年3月5日保医発0305第11号) (別添6)
- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(平成30年3月26日保医発0326第5号) (別添7)
- ・「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について
(平成30年3月30日保医発0330第2号) (別添8)

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

B 0 0 0 - 4 歯科疾患管理料

(20) 「注12」の小児口腔機能管理加算は、(19)に規定する15歳未満の口腔機能の発達不全を認める患者のうち、「「口腔機能発達不全症」に関する基本的な考え方」に示されている評価項目において、咀嚼機能を含む3項目以上に該当するものに対して、継続的な指導及び管理を実施する場合に所定点数に加算する。

B 0 1 4 退院時共同指導料1、B 0 1 5 退院時共同指導料2

(1) 退院時共同指導料1又は退院時共同指導料2は、保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関（以下この区分において「在宅療養担当医療機関」という。）と連携する別の保険医療機関の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養を行う患者に対して、療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の歯科医師若しくは医師又は保健師、助産師、看護師、准看護師（以下この区分において、「看護師等」という。）、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り、それぞれの保険医療機関において算定する。ただし、特掲診療料の施設基準等別表第三の一の二に掲げる「退院時共同指導料1及び退院時共同指導料2を二回算定できる疾病等の患者」であって、当該入院中に2回算定する場合は、当該2回中1回はそれぞれの保険医療機関の歯科医師、医師、看護師又は准看護師が共同して指導すること。なお、当該患者の退院後の在宅療養において歯科医療を行う保険医療機関の歯科衛生士と当該患者が、入院中の保険医療機関の准看護師と共同して在宅での療養上必要な説明及び指導を行う場合は、歯科医療を担当する保険医療機関の歯科医師及び入院中の保険医療機関の医師又は看護師の指示を受けて行う。また、ここでいう入院とは、第1章第2部通則4に定める入院期間が通算される入院をいう。

第7部 リハビリテーション

第1節 リハビリテーション料

H 0 0 1 摂食機能療法

- (5) 「注3」に掲げる経口摂取回復促進加算1又は2は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、鼻腔栄養を実施している患者（経口摂取回復促進加算1を算定する場合に限る。）又は胃瘻を造設している患者に対して、摂食機能療法を実施した場合に、いずれか一方に限り算定する。
- (6) 「注3」に掲げる経口摂取回復促進加算1又は2を算定する摂食機能療法を行うに当たっては、医師との緊密な連携の下で行い、患者管理が適切になされるよう十分留意する。

第9部 手 術

J 0 6 3 - 2 骨移植術（軟骨移植術を含む）

(3) 「2 同種骨移植 （生体）」は、特定保険医療材料である人工骨等を用いた場合は算定できない。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(平成30年3月5日保医発0305第3号)

別添1

特掲診療料の施設基準等

第3の2 小児悪性腫瘍患者指導管理料

1 小児悪性腫瘍患者指導管理料に関する保険医療機関の基準

保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて、基準を満たしていること。当該基準については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添3の第1の2の(4)と同様であること。

第4の8 乳腺炎重症化予防ケア・指導料

1 乳腺炎重症化予防ケア・指導料に関する施設基準

(3) 保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて、基準を満たしていること。当該基準については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」別添3の第1の2の(4)と同様であること。

2 届出に関する事項

(3) 1の(3)の保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第13 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料

1 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料に関する施設基準

(2) 常勤の歯科医師が複数名配置されていること又は常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。なお、非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関が規定する常勤歯科衛生士又は常勤看護師の勤務時間帯における常勤歯科医師等と同じ時間帯に歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしていること常勤の歯科衛生士又は看護師が勤務しているとみなすことができる。

第14の3 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料

1 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療

管理料に関する施設基準

(2) 常勤の歯科医師が複数名配置されていること又は常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。なお、非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関が規定する常勤歯科衛生士又は常勤看護師の勤務時間帯と同じ時間帯に歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

第36の3 外来後発医薬品使用体制加算

(4) 後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品

① 経腸成分栄養剤

エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインラインNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーボ配合経腸用液及びラコールNF配合経腸用半固体剤

② 特殊ミルク製剤

フェニルアラニン除去ミルク配合散「雪印」及びロイシン・イソロイシン・バリン~~ヒス~~除去ミルク配合散「雪印」

③ 生薬（薬効分類番号510）

④ 漢方製剤（薬効分類番号520）

⑤ その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品（薬効分類番号590）

第57の7 有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2

1 有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2に関する施設基準

(1) 常勤の歯科技工士を配置していること。なお、非常勤の歯科技工士を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関が規定する常勤歯科技工士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤歯科技工士が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について
(平成30年3月5日保医発0305第11号)

5 経過措置

次に掲げる区分については、平成32年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。ただし、M021 線鉤、M021-2 コンビネーション鉤、M023 バー及びN020 鉤については、定義通知別表V017に規定する歯科铸造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用、V018に規定する歯科用ニッケルクロム合金板又は定義通知別表V019及びVI021に規定する歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用を使用する場合に限る。

(別紙1)

M010 金属歯冠修復（1個につき）

3 鑄造用ニッケルクロム合金

M011 レジン前装金属冠（1歯につき）

2 鑄造用ニッケルクロム合金を用いた場合

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(2) ニッケルクロム合金

2 レジン前装金属ポンティック

(2) ニッケルクロム合金を用いた場合

M020 鑄造鉤（1個につき）

3 鑄造用ニッケルクロム合金

M021 線鉤（1個につき）

1 不锈鋼及び特殊鋼

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不绣鋼及び特殊鋼を用いた場合

2 鑄造鉤に铸造用ニッケルクロム合金又は铸造用コバルトクロム合金、線鉤に不绣鋼及び特殊鋼を用いた場合

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、铸造用コバルトクロム合金

(別紙2)

材料料

N021 帯環（1個につき）

1 帯環のみ

(1) 前歯

16点

(2) 犬歯・臼歯	18点
2 ブラケット付帯環	
(1) 前歯	34点
(2) 犬歯・臼歯	36点
3 チューブ付帯環	
臼歯	61点

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(平成30年3月26日保医発0326第5号)

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (医科)

項目番号	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
388	N000	病理組織標本作製 「2」の「セルブロック法によるもの」	<p>肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合は、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を記載すること。 算定した理由を記載すること。</p> <p>(肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合) 組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である理由を記載すること。</p>		—
389	N002	免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製	<p>セルブロック法による病理組織標本に対する免疫染色について、肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合は、組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である医学的な理由を記載すること。 算定した理由を記載すること。</p> <p>(肺悪性腫瘍を疑う患者に対して実施した場合) 組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難である理由を記載すること。</p>		—

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (歯科)

項目番号	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
117	M001	歯冠形成 3 窩洞形成 注109 う蝕歯無痛的窩洞形成加算	部位を記載すること。なお、「傷病名部位」欄の記載から当該治療部位が明らかに特定できる場合は、「摘要」欄への部位の記載は省略して差し支えない。		—

別表 II 診療行為名称等の略号一覧 (医科)

項目番号	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
850	I016	精神科重症患者早期集中在宅患者支援管理料を算定した場合	精早支精在支	「その他」欄

別表 II 診療行為名称等の略号一覧（歯科）

項目番号	区分	診療行為名称等	略号	記載欄
34	B011	診療情報連携共有料	情 共 供	全体 「その他」欄
129	I017-1-2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1を算定した場合	●SAS-OAp1	処置・手術 「その他」欄
130	I017-1-2	睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2を算定した場合	●SAS-OAp2	処置・手術 「その他」欄